

一般社団法人長野県建築士会継続能力開発制度運営要綱（25.4.1 改正）

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本建築士会連合会（以下、「連合会」という。）が実施する、建築士会継続能力開発制度（以下、「CPD制度」という。）の一般社団法人長野県建築士会（以下、「建築士会」という。）における適正な運営と推進を図るため制定する。

2. 委員会

CPD制度の運営を図るためCPD制度・専攻建築士制度運営委員会（以下、「委員会」という。）は、次の業務を行う。

- （１）CPDプログラムの認定
- （２）その他のCPD制度の運営・推進に関すること。

3. CPD制度

一般社団法人長野県建築士会会員（以下「会員」という。）及びCPD制度への参加について登録をした者（以下、「参加登録者」という。）が参加する建築士会活動及び講習、研修、セミナー等による能力開発について、あらかじめ継続能力開発プログラムとして認定し、単位を付与するとともに、会員及び参加登録者からの申請に対し、その実績を一般社団法人長野県建築士会会長が証明するものとする。

4. 参加登録

- （１）すべての会員はCPD制度に参加するものとし、その手続きは建築士会入会申込書（以下、「入会申込書」という。）によりおこなうものとする。
- （２）CPD制度に参加を希望する建築士及び建築施工管理技士は、CPD制度参加申込書（様式：第1号）に、参加登録費（CPDプログラムへの参加を登録する磁気記録カード（以下、「CPDカード」という。）代、初期登録費、データ登録・管理費）を添えて建築士会事務所に提出するものとする。

- ・初期登録費 1,500円（初年度のみ、CPDカード代を含む。）
- ・データ登録・管理費 3,000円

(3) 建築士会事務所は、参加申込書の記載事項を確認するとともに、参加登録費を受領し、建築士会事務所へ送付するものとする。

(3) 本会事務局は、入会申込書及び参加申込書の記載内容をCPDデータベースへ登録し、会員及び参加登録者の登録番号、氏名等を記載したCPDカードを「CPD制度の手引き」とともにCPD制度登録完了通知書（様式：第2号）を本人へ送付するものとし、建築士会事務所へも通知するものとする。

(4) 他の都道府県建築士会に所属しCPD制度に参加していた者がCPD制度に参加申込をする場合は、CPD取得単位実績証の写しを併せて提出するものとし、参加登録費のうち、データ登録・管理費のみを納入するものとする。

5. 脱退

(1) 参加登録者がCPD制度を脱退する場合はCPD制度参加脱退届（様式：第3号）を提出するものとする。

(2) 会員及び参加登録者が建築士会会費又はデータ登録・管理費の納入を1年以上滞った場合は、会員にあつてはCPD制度への参加を停止、参加登録者にあつては脱退したものとする。

6. プログラム実施者の登録

(1) CPDプログラムの認定を受けようとする者はあらかじめ、CPDプログラム実施者登録申請書（様式：第4号）（以下、「実施者登録申請書」という。）を本会事務局に提出し、実施者登録を行うものとする。

なお、その際、プログラム審査費5,000円を下記口座にあらかじめ納入し、その領収証の写（振替払込受付証明書等）を貼付するものとする。

また、年間を通じてのプロバイダー認定も可能とし、その場合は開催回数に係わらず50,000円を納入するものとする。

ただし、CPDプログラムの認定を受けようとする者が建築士会若しくは公的機関の場合は認定料の納入は免除するものとする。

ゆうちょ銀行口座 00510-1-32750

(2) CPDプログラム実施者登録を受けた者が、再度CPD認定プログラムの認定を受けようとするときは、実施者登録申請書にプログラム審査費の領収証の写しを貼付し、本会事務局に提出するものとする。

ただし、年間を通じてのプロバイダー認定を受けた者又は、認定料の納入を免除する者は不要とする。

7. CPDプログラムの認定

(1) CPDプログラム実施や登録を受けた者が、CPDプログラムの認定を受けようとする場合は、当該事業を実施する15日前までに、CPDプログラム認定申請を委員会へメールで提出するものとする。

(2) 委員会は送付された認定申請について審査を行い、メール到着後5日を経過しても、特に異論が無い場合は、認定するものとする。

認定について決定したときは、委員長は審査結果を申請者及び本会事務局に通知するとともに、連合会CPDサーバーに登録するものとする。

(3) 本会事務局は、認定プログラムリストへ記載し、建築士会ホームページへ掲載するものとする。

8. 取得単位のデータ登録について

(1) 認定を受けたプログラムへの参加の場合

① 会員及び参加登録者が認定プログラムに参加するときは、必ずCPDカードを持参するものとする。

② 認定プログラムの実施について決定を受けた者（以下、「認定プログラム実施者」という。）は、認定プログラムの開催に際し、受付を設け、参加した会員及び参加登録者にCPDカードによるカードリーダーへの入力により出席を記録させるものとする。

また、受付に当たっては、CPD受付を表示するなど周知を図り、会員及び参加登録者のCPDカードのカードリーダーへの入力が適切に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 認定プログラムが終了したとき、認定プログラム実施者は、7日以内にCPDプログラム活動報告書及びカードリーダーに記録された参加者データを本会事務局へ送信するものとする。
- ④ 本会事務局は、参加者データを確認し、連合会CPDサーバーに登録するものとする。

(2) 会誌建築士の連載講座等の認定教材の履修登録の場合

- ① 会誌建築士の連載講座等の認定教材の履修登録は、公益社団法人日本建築士会連合会のホームページ（以下「連合会ホームページ」という。）上でCPD参加者が設問に対する解答をして本会事務局に送信するものとする。
- ② 本会事務局は解答をチェックし、CPD履歴として連合会CPDサーバーへ登録するものとする。

9. CPD取得単位の確認について

会員及び参加登録者は、随時、自らの登録されたCPD取得単位を連合会ホームページで確認できるものとする。

10. CPD取得単位証明書の交付について

(1) 取得したCPD単位について証明が必要な場合は、CPD取得単位証明書交付申請書（様式：第12号）を本会事務局に提出するものとする。

なお、その際、別に定める手数料を6の(1)に記載する口座にあらかじめ納入し、その領収証の写（振替払込受付証明書等）を貼付するものとする。

(2) 本会事務局は、記載事項及び手数料の納付を確認するものとし、建築士会長はCPD取得単位証明書（様式：第13号）を交付するものとする。

11. CPDカードの再交付

(1) 会員及び参加登録者が、CPDカードの再交付を希望する場合は、CPDカード再発行申込書（様式：第14号）に会員は1,000円、参加登録者は1,500円の手数を添えて建築士会事務所へ申し込むものとする。

(2) 建築士会事務所は、再発行申込書の記載事項を確認するとともに、手数料を受領し、本会事務局へ送付するものとする。

(3) 本会事務局は、記載事項に基づいてCPDカードを作成し、確実な方法で本人に送付するものとする。

12. その他

この要綱は平成21年4月1日から施行するものとし、(社)長野県建築士会 継続能力開発 (CPD)制度要綱 (平成18年2月3日施行) は廃止する。

附則 この要綱は平成22年4月1日から施行するものとする。

附則 この要綱は平成25年4月1日から施行するものとする。